

事 務 連 絡
令 和 3 年 2 月 3 日

学校施設ご利用者 様

北区教育委員会事務局教育振興部
生涯学習・学校地域連携課長 木暮 貴志

北区立学校の地域開放の休止について

平素より学校施設の地域開放にご協力いただきありがとうございます。

緊急事態宣言の再発令及び中学校の部活動の制限を受け、学校の地域開放を2月7日まで休止させていただいておりますが、緊急事態宣言の期間延長を受け、休止期間も3月7日まで延長させていただくことを決定いたしました。

つきましては、教育施設という特性上、学校施設の利用団体の皆様におかれましては、何卒、ご理解とご協力の程をお願い申し上げます。

※なお、国や都の通知、東京都内の感染者数の推移、部活動等の学校の運営状況等を踏まえ、開放休止期間を延長する可能性もあります。その際は、再度周知させていただきますので、ご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 開放休止期間

令和3年1月8日（金）～令和3年3月7日（日）

2. 使用料金の扱いについて

上記期間中の使用料金については、全額還付または振替対応をいたします。

すでに上記期間の使用料をお支払いの方は、下記担当までお問合せくださいますよう、お願いいたします。

3. その他

他施設を使用する場合の集合場所として、学校施設を利用することも控えるようお願いいたします。

【問い合わせ】

生涯学習・学校地域連携課
小野・川杉
電話：3908-9323